大和総研
Daiwa Institute of Research

〜制度調査部情報〜　　2006年10月18日　全8頁

税制改正の論点
〜減価償却制度の見直し等〜

制度調査部
古頭　尚志

各種資料から読み取るキーワード

【要約】

■2006年9月5日、政府税制調査会の石会長は、慣例となっていた3年に1度の中期答申のとりまとめを延期すると発表した。政府税調の発足以来、初めてのケースである。

■2007年度税制改正では、歳出・歳入一体改革と連動して税制の抜本改革を実施する予定だったが、中心となる消費税率の引上げは2007年秋以降に議論されることとなった。中期答申の延期にはこのことも大きく影響した。

■消費税に対する注目が高かった分、ややトーンダウンした印象もあるが、各方面からの税制改正要望の内容も明らかになってきており、2007年度税制改正の議論はまさにこれからが本番となる。

■本稿では、今後の税制改革を考える際の前提となる「歳出・歳入一体改革と税制改革」、また2007年度改正の主要テーマの1つとして「減価償却制度の見直し」を取り上げる。

◆*最近の動き*

○2006年9月5日、政府税制調査会は、3年毎に作成してきた「中期答申」のとりまとめ延期を決定した。1962年に政府税調が発足して以来、延期は初めてのケースという[1]。

○世間では政権交代や来年の参議院総選挙等を念頭に「政治日程への配慮」という点を強調し、政府税調の存在意義を疑問視する声も挙がった。もちろん、こうした「政治への配慮」が背景にあったことは事実だが、石会長が強調した「歳出・歳入一体改革」と「中期答申の質」の問題も非常に大きかったと考えられる。

○政府税調では今年1月の議論開始にあたり、経済財政諮問会議や財政制度等審議会による「歳出・歳入一体改革」の作業を踏まえて中期答申を作成する方針を明らかにしていた。しかし、歳出削減に重点が置かれた結果、歳入増や税制改革に関する内容は非常に大まかなものになっている。また、抜本的な税制改革の中心となる消費税率の引上げ問題は、2007年秋以降に議論されることとなった。

○消費税問題の決着が先送りされ、2007年度改正の議論はややトーンダウンした感もあるが、各省庁や業界団体による税制改正要望の内容も明らかになってきており[2]、改正議論はまさにこれからが本番となる。

---

[1] 9月5日の会合後の石会長会見録を参照。　→　http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top_zei3.htm
[2] 各省庁の税制改正要望は9月29日より財務省のHP上で公開されている。
　→　http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/h19kaisei/h19kaisei_top.htm

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

つぎつぎと次のスタンダードを
大和証券グループ
Daiwa Securities Group

○本稿では、これまでに公表・報道された情報を基に、今後の税制改革を考える際の前提となる「歳出・歳入一体改革と税制改革」、および 2007 年度改正の主要テーマになることが見込まれるキーワードの中から「減価償却制度の見直し」を取り上げることとする[3]。

●今後のスケジュール

9 月：政府税調、「会長談話」を公表。中期答申は来夏以降に先送り（12 日）※1
　　：安倍新政権が誕生（26 日）

↓

10 月：税制改正要望のとりまとめ完了

11 月：具体的な改正内容の議論が本格化
- ・自民税調、議論を再開
- ・政府税調、税制改正答申を提出※2

12 月：自民税調、税制改正大綱を策定※3

1 月：国会審議スタート

3 月：改正税法成立

※1　現行メンバーの任期は 10 月 5 日までである。
※2　安部新首相の任命する新メンバーが取りまとめることになる。
※3　現在は公明党との連立政権であるため、最終的には『与党税制改正大綱』となる。

◆キーワード：歳出・歳入一体改革と税制改革

○税制個別の話ではないが、2007 年度以降の税制改正を考える上で、前提となるのが歳出・歳入一体改革である。昨年 12 月の与党税制改正大綱の中でも次のように言及している。

> 歳出・歳入一体改革への取組みは不可欠であり、平成 18 年からは、政府・与党一体となって、本格的な議論を進めることとしている。（中略）税制面においても、平成 19 年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

○現在までの議論の状況を見てみると、「歳出改革」に比べ、「歳入改革」の議論は今ひとつ進んでいないという印象を受ける。「歳出・歳入一体改革」を取り上げた公表物としては、経済財政諮問会議のいわゆる『骨太の方針 2006』や、財政制度等審議会の『歳出・歳入一体改革に向けた基本的考え方について』などがあるが、『骨太の方針』には以下のような記述がある

[3] 2007 年度税制改正に関連した既出のレポートとしては以下のものがある。

①上場株式等の軽減税率	：2006 年 8 月 24 日	齋藤　純「軽減税率延長、これだけの理由」	（制度調査部情報）
②個人所得課税	：2006 年 8 月 28 日	古頭尚志「税調の論点整理～個人所得課税編～」	（制度調査部情報）
③金融庁の税制改正要望	：2006 年 8 月 30 日	吉井一洋「金融庁、平成 19 年度税制改正要望公表」	（制度調査部情報）

※上記②のレポートでは、政府税調の中期答申の作成時期を 9 月もしくは 10 月としていた。しかし、本稿冒頭にある通り、次期の政府税調に持ち越されることになった。

ものの、歳出削減に力点が置かれたこともあって、後者では歳入改革に関する記述はほとんど見当たらない。

【骨太の方針 2006】

＜「改革の原則と取組方針」：抜粋＞

原則７「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」
国・地方を通じて歳出削減を徹底した上で、必要と判断される歳入増については、これを実現するための税制上の措置を講ずる。その際、「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する」との原則を徹底する。

＜「歳入改革」：一部を要約・抜粋＞

・2011 年度の国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成するための要対応額と歳出削減額との差額は、主に税制改革により対応すべき。
・税については、公正なものと国民に理解され、納得されることが必要。
・消費税を（2009 年度の基礎年金国庫負担割合引上げを含めた）社会保障給付の安定的財源とすることを検討。
・税制に求められる政策的課題⇒①社会保障給付の財源の確保、②我が国経済の国際競争力の強化・活性化、③急速な少子化への対応・子育て支援策等の充実、④地方財源の充実。
・税制の抜本的改革について、平成 18 年度を目途に結論を出し、平成 19 年度を目途に実現。

○『骨太の方針』では、2011 年度に国と地方の基礎的財政収支を黒字化することが盛り込まれているが、そのためには 16.5 兆円程度が必要と試算されている。そのうち 11.4～14.3 兆円を歳出削減で賄う計画となっているから、「歳出改革」の議論が先行し、公表されたペーパーにおいても歳出改革のウェイトが高くなるのは当然である。しかし、「歳入改革」の中身として示されたのは、2.2 兆円～5.1 兆円を歳入改革で対応すること、消費税の社会保障目的税化を検討することの 2 点くらいであった。

○政府税調は、今年 1 月に議論をスタートさせた際、「歳出・歳入一体改革」の内容を踏まえた議論を行い[4]、21 世紀最初の税制改革のベースとなる「税制のあるべき姿」を中期答申に盛り込むことを目指していた。しかし、石会長も述べている通り[5]、示された歳入改革の内容は非常に大まかで、当初意図していたような中期答申の作成は困難と思われた。政治日程への配慮が図られたことは明らかだが、そのことと中期答申を先送りした点を捉えて、政府税調の「権威」や「存在意義」が論じられたのはやや性急であったように思う。仮に作成したとしても、実態に根差した、意義あるものにはならなかった可能性が高かった。

[4] 1 月 27 日の会合後の会見で、「税制改革に関するマクロの基本的なフレーム、これが恐らく 6 月ごろ出てくると思います。そのフレーム作りということにわれわれも関心を持ち、歳出歳入のマクロ的なデータを踏まえて議論しなきゃいけない」と述べている。

[5] たとえば、9 月 5 日の会合後の会見で次のように述べている。
「やはり歳出・歳入一体改革議論の中で歳出面についてはかなり細かい議論が出ていましたけれども、歳入改革については増税の幅がアバウトに出されたくらいの話ですよね。そうなりますと私の予想よりは大分後退した抽象的な内容だったと思っています。あれがもしくはもうちょっと踏み込んだ格好で出てきて、歳入改革の税制改革みたいなのができれば、それはそれで良かったんだと思います」（全文は右記のサイトを参照 → http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top_zei3.htm ）。

○『骨太の方針 2006』は、基礎的財政収支の黒字化の時期を「2011 年度」と明確にし、大胆な歳出改革を打ち出した点は評価できる。また、性質上、税制の具体的な部分まで踏み込むものではないことも理解できる。しかし、歳入増で対処すべき枠を 2.2 兆円～5.1 兆円と示しておきながら、その要素として言及した税は消費税のみである。仮に 2.2 兆円～5.1 兆円を消費税だけで賄うとすれば引上げ幅は 1～2%になるとされているが[6]、基礎的財政収支の黒字化は出発点に過ぎず、目指すべきはその先にある約 770 兆円[7]もの債務の削減である。少子化対策や国際競争力の強化など、実質的な減税要因となる政策課題もあり、現行の税制に対する問題意識、将来の方向性について、もう少し踏み込んだ記述が欲しかったところである。

◆*キーワード：減価償却制度の見直し*

○法人課税の分野では、減価償却制度の見直しに注目が集まっている。昨年の与党税制改正大綱をはじめとして、以下の通り、複数の公表物の中で取り上げられている。

●公表物における記述の概要

公表時期	タイトル	公表者等	内容
2005 年 12 月	平成 18 年度税制改正大綱（検討事項）	与党税制調査会	「最近の償却資産の使用の実態や諸外国の制度を踏まえ、企業の国際競争力や財政への影響に配慮しながら、税制の抜本的改革と合わせ、総合的に見直しを検討する」
2006 年 5 月	経済社会の持続的発展のための企業税制改革に関する研究会報告書	経済産業省内	「企業の国際競争が激化する中で、減価償却制度について、国内における設備投資が諸外国と比べて不利にならないよう、我が国企業の国際競争力と制度の国際的整合性の観点からの見直しが求められる」
6 月	これまでの議論の整理（主なポイント）	自民党税制調査会	「減価償却制度の見直し」：償却可能限度額・残存価額・法定耐用年数と実際の使用年数など
6 月	平成 19 年度・税制改正に関する建議書	日本税理士会連合会	「減価償却について、償却可能限度額を取得価額の全額とする」
8 月	平成 19 年度税制改正に関する経済産業省意見	経済産業省	「減価償却制度について、企業の生産手段の新陳代謝の加速化を図るとともに、産業の国際競争力・経済の成長力の強化を図るため、競争相手となっている諸外国（欧米・韓国等）と比べて遜色ないものとなるよう、抜本的見直しを行う」※1
9 月	今後の税制改革についての議論に向けて	政府税制調査会(会長談話)	「減価償却制度」：耐用年数・償却可能限度額・残存価額など
9 月	平成 19 年度税制改正に関する提言	日本経済団体連合会	「減価償却制度の見直し」：償却可能限度額の撤廃・法定耐用年数の短縮

※1　諸外国との比較は 6 ページの一覧を参照。なお、一覧にない韓国に関する情報は以下の通り。
（2005 年 8 月調査時点。出所：経済産業省資料）
・償却可能限度額・・・・・100%（備忘価額 1 ウォン）
・残存価額・・・・・・・・　5%

※2　9 月 29 日に公開された各省庁の税制改正要望によれば、経済産業省のほか、総務省、国土交通省、厚生労働省等も減価償却制度の見直しを求めている。

※3　『骨太の方針 2006』では「国際競争力の強化等の観点から、生産手段の新陳代謝を加速する」と記されている。

---

[6] 財務省の資料によれば、平成 18 年度予算の消費税収は 10 兆 5,380 億円であり、国税の 20.7%を占めている。これは、所得税（31%）、法人税（25.6%）に次ぐ規模である。

[7] 財務省資料「国及び地方の長期債務残高（平成 18 年度予算）」における国・地方の長期債務残高の合計額（2005 年度末）。

（1）減価償却制度の概要

○減価償却とは、「使用や時間の経過等に伴う固定資産の減耗額を見積り、その額を各年度の費用として割り当てるとともに、その帳簿価額を減少させる会計上の手続き」のことである[8]。減価償却の対象となる資産（＝減価償却資産）には、例えば次のようなものがある（ただし、棚卸資産・有価証券・繰延資産以外の資産であり、事業の用に供していないもの、時の経過によって価値の減少しないものは除く）。

◇　有形減価償却資産（建物、機械・装置等）
◇　無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、ソフトウェア等）
◇　生物（家畜、果樹、茶樹等）

○減価償却の方法としては、主に定額法と定率法がある。定額法とは、償却費が毎年均等になるようにする方法、定率法とは、償却費が毎年一定の割合で逓減するようにする方法である。法人の所得を計算する際は、以下の算式で求められた償却限度額の範囲内で各期の損金算入が認められる。

◇定額法：償却限度額　＝（取得価額－残存価額）　×　定額法の償却率
◇定率法：償却限度額　＝（取得価額－償却累計額）×　定率法の償却率

○残存価額とは「減価償却資産の耐用年数が到来したときにおいて予想される当該資産の処分価額または他の用途に利用する場合の利用価額」のことであり、日本では、有形減価償却資産の残存価額を原則として取得価額の10%、無形減価償却資産の残存価額を0%としている。

○償却率については、当該減価償却資産の使用可能年数（法定耐用年数）に応じた数値が定められている（『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』）。

○減価償却資産の償却は、税務上、残存価額に達した後も、引続き当該資産の償却累計額が減価償却資産の取得価額の一定額に達するまで行うことができる。この一定額のことを「償却可能限度額」という。日本では、有形減価償却資産については原則として取得価額の 95%、無形減価償却資産については100%とされている[9]。

8　減価償却の仕組みをもう少し具体的に言うと、法人が上記のような減価償却資産を取得した場合には、原則として、その取得費用を取得時に全額必要経費とすることはできず、使用可能な期間で分割して必要経費にしなければならない、ということである。
9　有形減価償却資産の残存価額（10%）と償却可能限度額（95%）の関係については、例えば次のような説明がなされる。
『減価償却は、減価償却資産の取得価額から残存価額を控除した金額をその資産の耐用年数に応じて各期に配分する方法であるから、規則的な償却が行われている限り、耐用年数経過時の未償却残額は残存価額に一致するはずである。ところが、現行税法は耐用年数経過後においても償却可能限度額に達するまで引続き償却を認めるという変則的な形、つまり償却期間を延長する形で、実質的に残存価額を取得価額の5%相当額としたのと同一の方法を採用しているのである。』
＜出所：中村利雄、岡田至康共著、『法人税法要論』（平成17年10月28日　税務研究会出版局）＞

（2）現行制度に対する改正要望

○現行の減価償却制度に対する改正要望事項をまとめると、概ね次の①～③に集約される。
また、下の一覧表は日本と先進各国の制度を比較したものだが、先述の通り、日本の有形減価償却資産の償却可能限度額は取得価額の 95%まで、残存価額も取得価額の 10%とされており、先進各国とは異なる取扱いとなっている。

●主な改正要望事項

①　償却可能限度額（現行 95%）の撤廃
②　法定耐用年数の見直し・残存価額（現行 10%）の見直し
③　制度の柔軟化・簡素化

●主要国の減価償却方法の概要　　<有形減価償却資産>

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
償却可能限度額		95%	100%	100%	100%(注 1)	100%
残存価額		10%	なし	なし	なし	なし
法定耐用年数	建物(注2)	21～50 年	27.5 年または39 年	定額法(4%)で償却(償却期間が定められているわけではない)	定額法(3%)で償却(償却期間が定められているわけではない)	通常一般に使用される期間
	機械装置	2～25 年	3～20 年	定率法(25%)で償却(償却期間が定められているわけではない)	3～33 年	

＜出所＞財務省の資料より作成（2006 年 1 月現在）
(注 1)ただし、備忘価額 1 ユーロ。
(注 2)建物は鉄筋コンクリート造の場合。

○減価償却制度の見直しが声高に主張される背景には、現行の償却可能限度額、法定耐用年数、残存価額等の制度が新たな設備投資を阻害しており、設備の老朽化、国際競争力や経済成長力の低下を招くとの懸念がある。これらの見直しによって設備更新の回転速度を上げ、日本企業の競争力と経済成長を高めることが期待されている。

○まず、<u>①償却可能限度額</u>に関する日本の現行制度は、耐用年数経過時点で 90%（取得価額－残存価額 10%）まで、それ以降は 95%までを償却可能とするルールになっており、全額が損金扱いとなるのは処分（除却）時点である。一方、他の先進各国では償却可能限度額が 100%となっている。

○償却可能限度額が 95%ということは、資産の除却時点における資産価値を 5%と見積もっていることを意味する。しかし、実際のところ、除却時点で売却できるケースは少なく、大半は処分費用を投じて廃棄しているという。経済産業省などの調査では、売却できたのは除却資産の 5.3%、売却価額は取得価額の 0.34%、これに対して、除却時の処分費用は取得価額の 3.3%

に上ったという[10]。

○つまり、制度上の前提では取得価額の 5%の価額で必ず売却できると仮定しているが、実際には取得価額の 0.34%の価額で 5.3%しか売却できない。さらに多額の処分費用が必要となる。このように、制度の前提と実態とが大きく乖離している点は問題である。加えて、除却時には多額の除却損失[11]を計上することになってしまい、このことが設備の更新を妨げているとされている。

○次に、②法定耐用年数・残存価額に関しては、大半の資産について法定耐用年数が主要国より長く、また、法定耐用年数経過時の残存価額が実態よりも高く設定されている点が問題となっている。各年度の償却限度額は、残存価額を考慮した上で、法定耐用年数に応じて定まるから、長い法定耐用年数と高い残存価額は、当該資産の取得に要したコストの回収速度を遅らせることになる。その結果、①と同様、設備の更新に悪影響を及ぼすことになる。

○一方で、法定耐用年数に関しては「長くない」との主張もある。2005 年８月に日本経済団体連合会と関係省庁が製造業を中心として実施した調査で、平均法定耐用年数が 10.1 年であるのに対し、実際の平均使用年数は 16.5 年であり、実際の使用年数が法定耐用年数の約 1.6 倍であったことを論拠としている[9]。しかし、使用条件や修理・改良状況によって使用年数は異なるという実態や、技術進歩への対応の必要性といった観点から「使用年数をそのまま償却期間と考えるべきではない」との反論がなされている[12]。

○そして、③制度の簡素化・柔軟化の観点からは、耐用年数区分が多過ぎる点、特例の使い勝手の悪さが指摘されている。耐用年数は『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』の別表第１～第８に規定されているが、非常に細かく区分されており、例えば別表第２（機械・装置）だけで 388 区分もある（各区分内でさらに細かく区分されている項目もある）。経済産業省の調査によれば、アメリカは３区分、韓国は４区分だという。区分が多いことは、一見よく整備されているようにも見える。しかし、実際に資産（設備）を導入する際のことを考えれば、どの区分に当てはめるべきなのか判断に迷うこともあろうし、まして新たな技術に基づく設備等についてはなおさらであろう。現行制度は区分数が過剰で柔軟性を失っており、方向転換が必要である。

○特例には、耐用年数の短縮や、陳腐化した資産の償却限度を実質的に引き上げるものがある。これらは個別企業の事情を考慮する趣旨で設けられているが、適用を受けるには国税局長の承認が必要となる。問題は、この申請手続きに要する作業量が膨大なため、利用を躊躇する企業が多い点である。税負担の公平性等の観点から慎重な審査が必要なのはもっともだが、作業量を理由に断念する企業が多いようでは本末転倒である。過去の事例などから「著しく」や「陳

---

[10] 複数の資料で引用されているが、経済産業省の税制改正要望にも掲載されている（脚注 2 を参照）。
[11] 除却損失＝（除却直前の簿価）－（除却時の価額）＋（除却に要した費用）
[12] 経済産業省や日本経済団体連合会などの税制改正要望で触れられている（具体的な公表物は 4 ページに掲載した一覧表を参照）。

腐化」等の要件を出来るだけ明確化し、企業側の作業量の減少につながる簡素化が望まれる。

（3）今後の見通し

○本件に関し、自民税調の柳沢伯夫会長[13]は、7 月に行われた講演の中で「償却可能限度額の撤廃や制度の簡素化など、国際競争力を確保するための企業税制について議論が行われているが、現状として、消費税率の引き上げと平行して見直し作業を行うことは難しい」と述べたという（『週刊税務通信』No.2927 を参照）。消費税率の引上げ問題は来年（2007 年）秋以降に議論されることから、「減価償却制度の見直し」は 2007 年度改正で実施される可能性が非常に高い。安倍首相や尾身財務相が積極的な姿勢を見せていることも好材料である。

○法人課税に関しては、他国（特にアジア諸国）に比べ、法人税の実効税率[14]が高いことを問題視する声がある。しかし、負担軽減法[15]による特例税率が本則化されたばかりでもあり、法人税率そのものの引下げが早期に実現されるとは考え難い。しかし、今回の減価償却制度の見直しが実現されれば、対象法人が限られるとはいえ、法人の税負担は一時的に軽減されることになる[16]。そのため、こうした声に対する代替策としての効果も期待されている。

＜参考＞各国の実効税率（%）

国名	日本	米国(加州)	米国(ﾈﾊﾞﾀﾞ)	英	仏	中国	韓国	タイ	ＥＵ平均(15ヶ国)	ＯＥＣＤ平均	アジア平均
国税	27.9	31.9	35	30	33.3	30	25	30			
地方税	12.8	8.8	0	0	0	3	2.5	0			
合計	40.69	40.75	35	30	33.3	33	27.5	30	29.5	28.3	27.3

＜出所＞経済産業省の資料より作成（2006 年 1 月現在）

※　日本の税率は、租税負担の一部が損金算入されることを考慮のうえ、法人税率 30%、法人事業税率 7.56%、住民税は法人税額×20.7%として算出。

13 厚生労働相として安倍政権に入閣したことから、与謝野馨・前経済財政・金融担当相が後任会長に就任すると報道されている。

14 国税と地方税を合わせた実際の負担税率のことである。

15 正式名称は「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」。平成 18（2006）年度税制改正により平成 19 年 1 月 1 日から廃止される。ただし、法人税率に関する特例（たとえば普通法人等について 34.5%→30%、あるいは 25%→22%）は、法人税法の改正によって本則化される。

16 現行制度においても、除却時点では 100%費用化される。償却可能限度額の撤廃や法定耐用年数・残存価額の見直しは、結果として費用化の前倒しを意味するから、損金に落とされる費用の総額は変わらない。したがって、多年度にわたる税収の合計は変わらないとされている（関係省庁の税制改正要望の中で「多年度税収中立」と記載されている）。